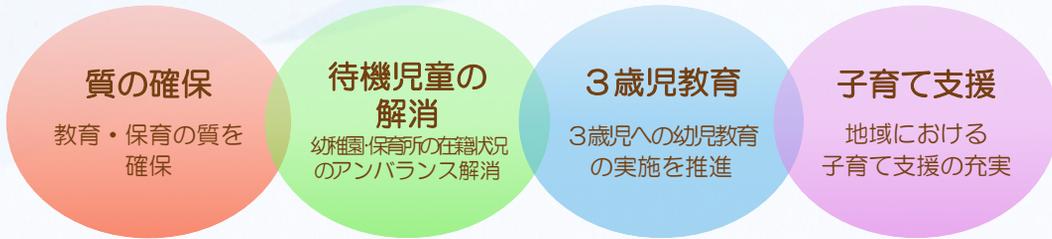


草津市幼保一体化推進計画（概要版）

平成27年度～平成31年度

幼保一体化の推進方策

■目的



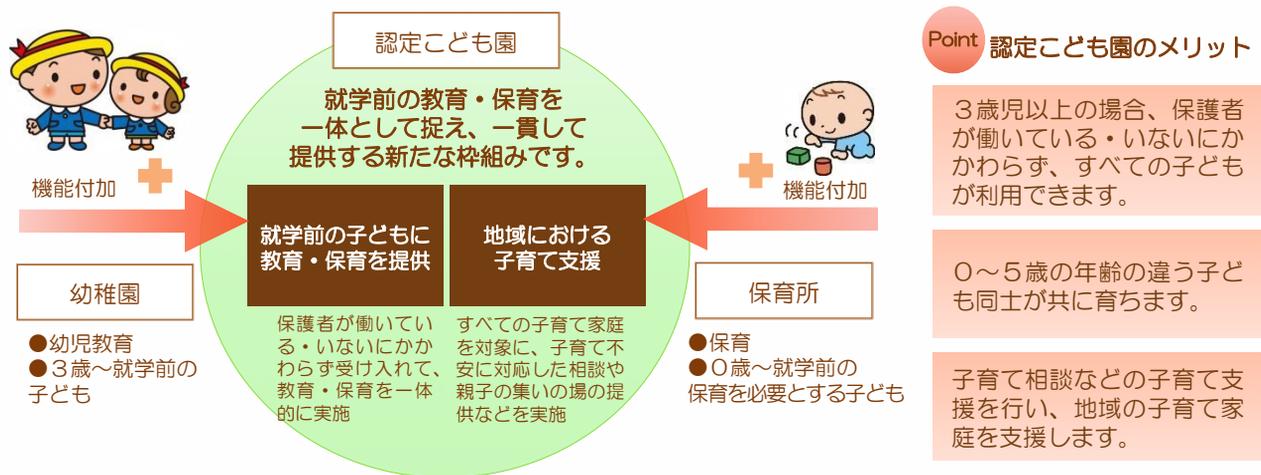
■実施方針

- (1) 認定こども園については、公立においてモデル園を平成28年度から開園し、段階的に推進します。
- (2) 私立幼稚園、私立保育所、認可外保育施設については、公立施設におけるモデル園の展開内容や地域の状況、各法人の意向を踏まえ、認定こども園への移行を支援します。
- (3) 認定こども園実施に際して、3歳児の幼児教育を行い、平成31年度までに3歳児需要に対応します。
- (4) 公立保育所の認定こども園は「幼保連携型」、公立幼稚園の認定こども園は「幼稚園型」を基本とします。

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けられる施設です。さらに、子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。



子ども本位の認定こども園



モデル園の実施方法と選定

認定こども園への移行タイプ別にこども園化を実施し、検証と評価を行い、今後、認定こども園へ移行する施設において、モデル園の成果、課題、ノウハウを反映します。

幼保連携型の概要 <small>〔幼稚園と保育所の機能を一体的に併せもつタイプ〕</small>	幼稚園型の概要 <small>〔幼稚園をベースとしたタイプ〕</small>
①対象 0-5歳児を基本 ②時間 ◆長時間利用児 ◇11時間 (7:15-18:15) ◇ 8時間 (8:30-16:30) ◆短時間利用児 (8:30-14:00) ※利用時間以外のスポット利用も可能 ③延長保育 有 (18:15-19:00) ④給食 自園調理 ★長期休暇 短時間利用児はあり	①対象 3-5歳児 ②時間 ◆長時間利用児 ◇8時間 (8:30-16:30) ◆短時間利用児 (8:30-14:00) ※利用時間以外のスポット利用も可能 ③延長保育 有 (8:00-8:30) ④給食 弁当/給食 ★長期休暇 短時間利用児はあり

タイプ	モデル園	選定理由
保育所の認定こども園 (幼保連携型)	第五保育所	施設が新しく、機能的なため、施設的に実施における支障が少ない施設です。幼保一体化により、保育所において、3歳児以上の就労の有無に関わらない受入れを実施します。
幼稚園の認定こども園 (幼稚園型)	笠縫東幼稚園	就労支援型預かり保育を先行実施しており、幼稚園型認定こども園の形態に近く、保育ニーズとマッチした状況にあります。幼保一体化により、保育が必要な児童の受け入れを図ります。
幼稚園・保育所統合による 認定こども園 (幼保連携型)	草津保育所 中央幼稚園	すでに一体型の施設であり、必要な改修により実施が可能です。幼保一体化により保育所の待機児童と幼稚園の定員割れの解消を図ります。
	第六保育所 大路幼稚園	施設の老朽化による改修が共に必要であることや、同じ小学校区にあり、かつ隣接していることを考慮し、施設間の統合を図ります。幼保一体化により保育所の待機児童と幼稚園の定員割れの解消が図れます。

幼保一体化実施スケジュール

《幼保一体化モデル園》

地域・保護者等説明 開園準備等 →

区分	こども園化前の園(所)名	年度別スケジュール					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
幼保連携型	第五保育所
	
幼稚園型	笠縫東幼稚園
	
幼保連携型	草津保育所 中央幼稚園
	
幼保連携型	第六保育所 大路幼稚園
	
幼稚園型	志津幼稚園
	
幼稚園型	山田幼稚園
	
幼稚園型	玉川幼稚園
	

《その他の公立幼稚園・公立保育所》

事業計画における幼児教育・保育の需要やモデル園の検証を踏まえながら順次実施

《私立幼稚園・私立保育所・認可外保育施設》

各事業者の意向や公立モデル園の検証を踏まえながら認定こども園の移行を促進